

バプテスト老人保健施設(介護予防)通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団が開設するバプテスト老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する(介護予防)通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明をし、同意を得る。また通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。

7 個別リハビリテーションを行うにあたっては、リハビリテーションの実施計画書を作成し、その内容を利用者に対して説明する。

8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者 またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 バプテスト老人保健施設
- (2) 開設年月日 1999年4月1日
- (3) 所在地 京都市左京区北白川山ノ元町47
- (4) 電話番号 075-702-5980 FAX 番号075-702-5940

(5) 管理者名 長野 豊

(6) 介護保険事業所番号 介護老人保健施設（2650680057号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 看護職員 | 1人以上 |
| (4) 介護職員 | 10人以上 |
| (5) 支援相談員 | 1人以上（兼務） |
| (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 2人以上（兼務） |
| (8) 栄養士・管理栄養士 | 1人以上（兼務） |
| (9) 事務員 | 4人以上 |

（従業員の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。）
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。また、個別リハビリテーションが必要な利用者に対してリハビリテーション実施計画書に基づき個別リハビリテーションを行う。
- (7) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の栄養管理を行う。
- (8) 事務員は庶務ならびに会計業務など一般業務の処理を行う。

（営業日及び営業時間及び相談窓口）

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの祝祭日を含む6日間を、営業日とする。
但し、年始休業日（1/1～1/3）を除く。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時までを営業時間とする。
- (3) 支援相談員が対応する。（電話 075-702-5943）直通

（利用定員）

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、60人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
各種加算の算定については、別に定める重要事項説明書を参照とする。

(利用者負担の額等)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に 応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は 10 割相当額の支払いを受領する。
- (3) 上記の他、その他の利用料として、食費・日用品費・教養娯楽費・理美容代・その他費用等利用料を、重要事項説明書によりあらかじめ説明を行い、同意を得た上で支払を受ける。
- (4) サービス提供に要した費用の支払いを受ける際に、費用区分を明確にした領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を主として以下の通りとする。

京都市左京区の中部及び南部（修学院学区、修学院第2学区、養徳学区、養正学区、北白川学区、第4錦林学区、下鴨学区、）とする。松ヶ崎学区、葵学区、上高野学区、錦林学区、第3錦林学区についてはご相談下さい。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
食費は第10条に利用料として規定されているものである。
- ・飲酒・喫煙は施設内では禁止する。
- ・火気の取扱いは、厳禁している。
- ・設備・備品の利用は、予め申し出て許可を得ること。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、その日に必要な物のみとし必ず名前を書いておくこと。
- ・金銭・貴重品の管理は、施設では責任を持ちません。お持ちにならないで下さい。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は出来ません。利用時間外にお願いします。
- ・ペットの持ち込みは、ご遠慮いただきます。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理職を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者又は医療団施設課職員が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(記録)

第20条 当施設は利用者の心身の状況、病状、そのおかれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについて定期的に検討し、これを記録します。

- 2 当施設は、利用者の通所リハビリテーション提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 3 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写（実費）を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者の代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

第21条 当施設利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外は原則として身体拘束を行わないが、緊急やむを得ない場合に行う際は利用者及び家族に身体拘束を行う理由、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況等を説明し同意を得る。また、身体拘束に関する経過を記録する。

(虐待の防止に関する事項)

第22条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。
 - (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(苦情対応)

第23条 利用者及び家族からの要望・苦情に対応する窓口を設置し、施設サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応する。

2. 利用者及び家族から苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容などを記録し、その改善に努める。
3. 要望及び苦情等の相談
要望や苦情などは、支援相談担当者が、速やかに対応する。

(電話075-702-5943) (直通)

利用者及び家族からの要望・苦情は、事務長に直接か、管理者あての文書を、各階に設置する「みなさまの声」に投函して お申し出いただくことも出来る

当事業所以外に保険者である、市区町村の相談・苦情窓口（健康長寿推進課）や京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることも出来る。

- ・京都市左京区健康長寿推進課（電話０７５－７０２－１０７１）
- ・京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口（電話０７５－３５４－９０９０）

（その他運営に関する重要事項）

第２４条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

２ 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

３ 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、バプテスト老人保健施設運営会議において定めるものとする。

（緊急時及び事故発生時の対応）

第２５条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼する。

２ 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事故が発生した場合、当施設は、利用者および代理人が指定するものに対し、緊急に連絡する。重大な事故の場合には、さらに保険者、京都市関係機関に連絡を行う。

３ 当施設において緊急時または事故に対応出来ない場合には、対診を求め又は協力医療機関に搬送する。

・併設医療機関

- ・名称 日本バプテスト病院
- ・住所 京都市左京区北白川山ノ元町４７

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「重要事項説明書」に記入していただいた連絡先に連絡する。

（賠償責任）

第２６条 施設の責による事故の場合、事故により生じた損害を賠償することとする。

２ 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。